要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4　当該職員は、前三項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5　第一項から第三項までの質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（主務大臣等）

（第２面）　（第３面）

別表第１号表

第１号表の２

厚　生　年　金　保　険　経　理

資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）

［表　略］

［備考　略］

厚　生　年　金　保　険　経　理

資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）

［表　略］

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

借方			貸方		
大項目	中　項　目	小 項 目	大項目	中　項　目	小 項 目
経常費用	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	消　費　税 負　担　金				
	［略］				
［略］	［略］	［略］			

［備考　略］

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

［表　略］

3　当該職員は、前二項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4　第一項又は第二項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

［同左］

（第２面）　（第３面）

別表第１号表

第１号表の２

厚　生　年　金　保　険　経　理

資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）

［表　同左］

［備考　同左］

厚　生　年　金　保　険　経　理

資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）

［表　同左］

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

借方			貸方		
大項目	中　項　目	小 項 目	大項目	中　項　目	小 項 目
経常費用	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
	消　費　税				
	［同左］				
［同左］	［同左］	［同左］			

［備考　同左］

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

［表　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、令和二年十月一日から施行する。ただし、別表第一号表の改正規定は、公布の日から施行する。